

# ヤマダ総合会計に、お・ま・か・せ！



## Ver4. 所得拡大促進税制の概要

所得拡大促進税制とは、個人の所得水準を底上げする観点から制定された、青色申告書を提出する法人が給与等支給額を増加させた場合、当該支給増加額について10%の税額控除を認めるという制度です。

### 1. 適用対象法人

青色申告法人

### 2. 適用期間

平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度

### 3. 控除額

雇用者給与等支給増加額の 10% を控除

ただし、その事業年度の法人税額の 10% を限度（中小企業者は 20%）

### 4. 要件

次の ~ の要件を満たすこと

その事業年度の雇用者給与等支給増加額が  
基準事業年度の雇用者給与等支給増加額と比較して 5% 以上増加していること。

その事業年度の雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額を下回らないこと。

その事業年度の平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を下回らないこと。

## 5. 用語の意義

### 国内雇用者

法人の使用人のうち国内の事業所に勤務する雇用者。  
ただし、役員と特殊な関係にいる者、使用人兼務役員を除く。

### 雇用者給与等支給額

国内雇用者に対して支給する給与等でその事業年度の損金の額に算入されるもの。

### 基準雇用者給与等支給額

平成 25 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度のうち最も古い事業年度の前事業年度の雇用者給与等支給額。

### 雇用者給与等支給増加額

適用事業年度の雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を引いた金額です。

### 比較雇用者給与等支給額

適用事業年度の前事業年度の雇用者給与等支給額をいいます。

### 平均給与等支給額

雇用者給与等支給額から日雇い労働者への支給額を控除した金額を適用事業年度の給与等月別支給対象者（日雇い労働者を除く）数を合計した数で除した金額をいいます。

